

第1章

お互いさまの^ま^ち地域づくり編 (地域福祉活動計画)

第 1 節 基本的な考え方

- 【 1 】 地域福祉活動計画とは**
- 【 2 】 基本目標**
- 【 3 】 体系**



【1】地域福祉活動計画とは

1 地域福祉計画と地域福祉活動計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、地域の助けあいによる福祉（地域福祉）を推進するために、「顔の見える関係づくり」や「お互いさまの地域づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」を作る計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条に基づき、地域福祉の推進団体として定められた社会福祉協議会が策定するものであり、全ての住民や福祉活動を行う団体、ボランティア、事業者等が相互に協力して、地域福祉を推進することを目的とした実践的な活動・行動計画です。

2 2つの計画の一体的な策定

少子高齢化の進行や人口減少、価値観やライフスタイルの変化などを背景に、8050問題やヤングケアラー、社会的孤立など、地域の課題はますます複雑化・複合化しています。そのため、制度・サービスごとの縦割りや支え手・受け手という従来の関係性を超えて、多様な主体がつながりあう「地域共生社会」の実現が求められています。

本町では、こうした流れも踏まえた上で、町全体の理念や仕組みを作る「地域福祉計画」と、それらを実現・実行するために、地域の課題解決のための具体的な行動を定めた「地域福祉活動計画」について、ともに地域福祉の推進を目的とする計画であることから【お互いさまの^{まち}地域づくりプラン】として一体的に策定してきました。

「福祉総合計画」を策定するにあたり、「地域福祉計画」を総論部分に位置づけますが、地域福祉に関わる様々な担い手の役割や連携のあり方を明確にし、より実効性のある計画を目指すためにも、行政の役割や具体的取組については、これまで通り一体的に本計画に定めることとします。



【2】基本目標

福祉総合計画の基本理念「つながり 支えあい 共に生きるまち 岡垣」及び基本方針を実現するために、次に掲げる4つの基本目標を設定しました。この基本目標を柱として、計画の体系を構築していきます。

基本目標 1

お互いに支えあう つながりづくり

私たちの暮らしの基盤は「地域」にあり、そこで暮らす人と人とのつながりが「地域福祉」を支えています。日常的なあいさつや声かけ、ちょっとした困りごとを助けあうご近所づきあいは、徐々に希薄になっているのが現状です。

地域で行われる見守り活動や、ふれあいサロンをはじめとした居場所づくりなどを支援するとともに、地域の課題や困りごとを住民同士で共有して解決できるような仕組みづくりを通じて、お互いに支えあうつながりづくりを進めます。

基本目標 2

地域福祉を支える ひとづくり

私たちが暮らす地域には、子どもや子育て世代、高齢者、障がいのある人、外国籍の人など、様々な「ひと」がともに生活しています。しかし、何気なく毎日を過ごす中で、異なる世代や様々な立場を超えて多くの人を知り合ったり、交流を深めたりする機会は少ないのが現状です。

地域での助けあいや支えあいは、お互いに知り合い、理解し合うことから始まります。地域のことに関心を持って顔の見える関係を築き、「お互いさま」の気持ちを持って地域福祉を支えるひとづくりを進めます。



基本目標 3

地域でともに生きる 環境づくり

全ての人が年齢や状況を問わず、地域で安心して暮らすためには、一人ひとりの状況や必要性に応じて適切なサービスや支援を受けることができる環境を整備することが不可欠です。そのために、まずは気軽に相談できる体制やきめ細かな情報提供を充実させることが必要です。

一方で、公的な制度やサービスに限らず、地域の柔軟な力を活かして様々な関わりを持ち、交流できるような地域福祉の拠点づくりを支援するなど、地域でともに生きる環境づくりを進めます。

基本目標 4

誰もが安心して暮らせる 体制づくり

災害は、ある日突然起こるものであり、日頃からの備え（自助）や地域内での支えあいや助けあいが重要です。災害時や緊急時に適切に対応できるように地域や行政と連携し、支援が必要な人の把握や地域での見守り体制の強化に取り組みます。

また、生活に困窮した人や制度の対象とならない制度の狭間にある人への支援をはじめ、住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な「権利擁護」を必要とする人への支援など、誰もが安心して暮らすことができる体制づくりを進めます。

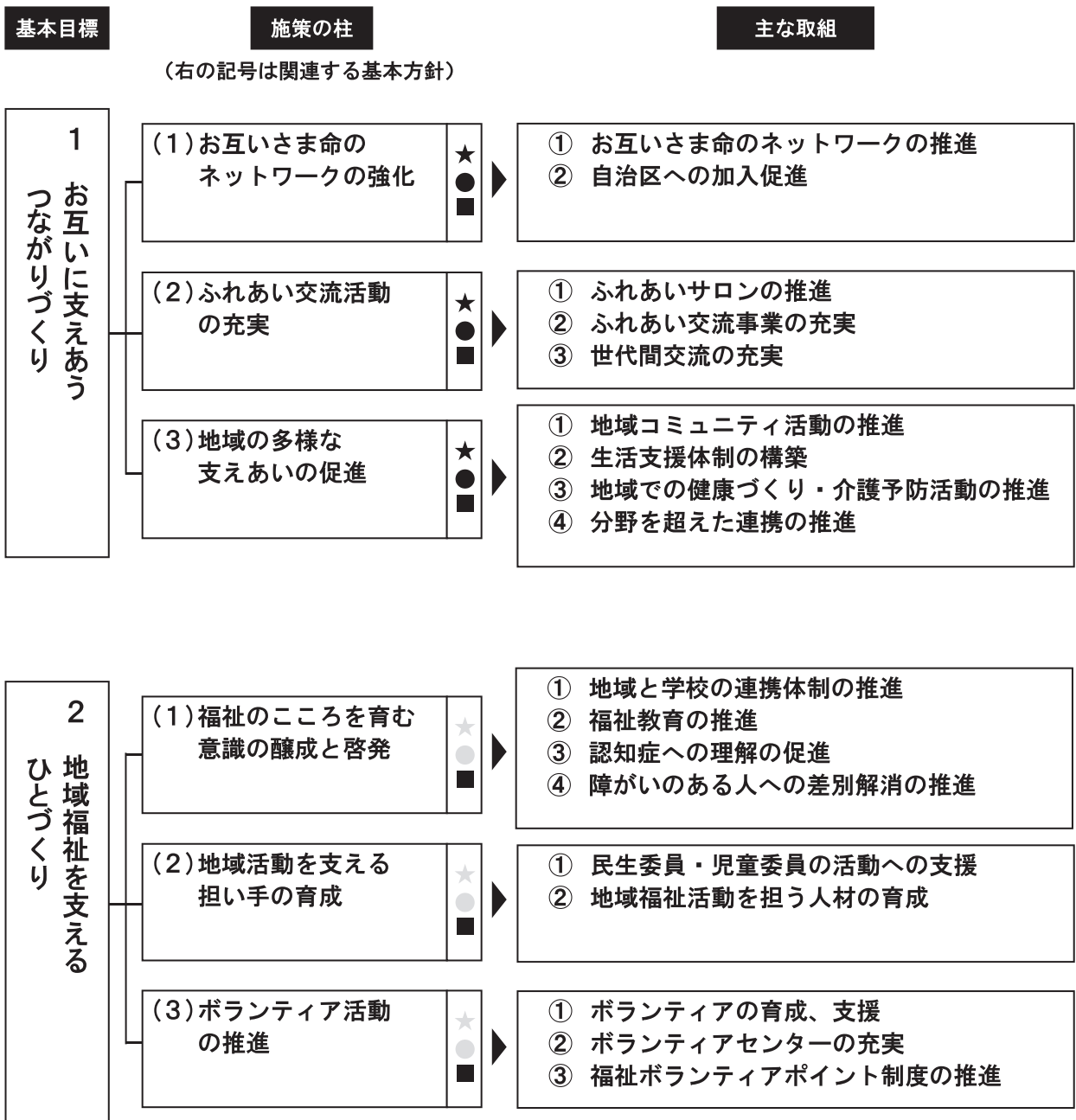
【3】体系

基本理念 つながり 支えあい 共に生きるまち 岡垣

基本方針1 地域で支えあう仕組みづくり (★)

基本方針2 関係機関が連携した支援の推進 (●)

基本方針3 地域活動を担う人材の発掘・育成 (■)





基本目標

施策の柱

主な取組

(右の記号は関連する基本方針)

3 地域でともに生きる 環境づくり	(1) きめ細かな情報提供と 相談支援体制の充実 ★ ● ■	① 相談支援体制の充実 ② 広報広聴機能の強化
	(2) 福祉サービスの充実 と基盤の整備 ★ ● ■	① いこいの里の運営 ② 地域福祉を支える財源などの確保 ③ 福祉サービスの提供
	(3) 人にやさしい 生活環境づくり ★ ● ■	① 地域福祉の活動拠点づくり ② 移動手段の確保 ③ ユニバーサルデザインの推進と啓発
4 誰もが安心して暮らせる 体制づくり	(1) 災害時・緊急時の 助けあいの 仕組みづくり ★ ● ■	① 避難行動要支援者支援体制の確立 ② 自主防災組織の育成 ③ 災害ボランティアセンターの設置 ④ 福祉避難所の整備
	(2) 自立を支えるための 支援 ★ ● ■	① 生活に困窮した人の自立支援 ② 更生保護活動の支援
	(3) 権利擁護を必要と する人への支援 ★ ● ■	① 成年後見制度の普及と利用促進 ② 金銭管理に不安を抱える人への支援 ③ 死後事務の支援 ④ 虐待やDV被害の防止対策

第2節 基本目標ごとの取組

- 【1】 お互いに支えあう つながりづくり
- 【2】 地域福祉を支える ひとづくり
- 【3】 地域でともに生きる 環境づくり
- 【4】 誰もが安心して暮らせる 体制づくり



【1】お互いに支えあう つながりづくり

現状・課題

地域の見守りを担っている自治区の加入率は、本町においては減少傾向にあり、令和4（2022）年度では79.0%となっています。

近年は、新型コロナウイルス感染症の猛威により、地域活動の中止や縮小を余儀なくされたことに加えて、行動制限による地域でのコミュニケーションや社会参加の機会が失われ、近隣関係の希薄化に拍車をかけることになった側面もありました。

また、高齢化などにより日常的な見守りや生活面での手助け（買い物、通院、ごみ出し、草取りなど）の必要な世帯が増加傾向にある中で、地域とのつながりががないために孤立してしまい、困りごとが大きな課題として深刻化する場合もあります。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行された後は、少しずつ日常に地域活動を取り戻すための動きが増えてきましたが、これまでの取組を見つめ直し、改めて地域のつながりを構築していくための支援の充実が求められています。

【住民意識調査・ヒアリング等の結果から】

- 住民意識調査では、近所付き合いの程度について尋ねたところ、「あいさつ程度」が約4割と最も多く、前回と比較して「困った時に助け合える人がいる」「立ち話や情報の交換をする」と答える人が減少しており、近隣との関係の希薄化がうかがえます。
- 施設アンケートでは、「社会貢献活動の有無」について尋ねたところ、約7割が取り組んでいることがわかりましたが、その内容については住民の求める活動と施設の取組にはギャップがあり、効果的な社会貢献活動につなげるための体制求められています。



主な取組

(1) お互いさま命のネットワークの強化

具体的な施策・事業

- ① お互いさま命のネットワークの推進
- ② 自治区への加入促進

本人や家族に期待される役割

- 隣近所でのあいさつや声かけなど、日頃からのコミュニケーションを心がけましょう。
- 趣味や特技を活かし、地域でのつながりを広げましょう。
- 自治区に加入し、見守りや地域行事に積極的に参加しましょう。

地域に期待される役割

- 自治区役員や民生委員・児童委員等が連携して、地域で気になる人を見守る体制を作りましょう。
- お互いを気にかけて、さりげない見守りやちょっとした手助けができる地域にしましょう。
- 自治区の活動を積極的にPRすることで、自治区への加入促進を図りましょう。

事業者期待される役割

- 「法人町民」として、それぞれが持つ得意分野を活かし、地域の見守りや助けあいなどの活動を支援しましょう。
- 見守り協力機関となり、業務の中で見守り活動や安否確認に協力しましょう。



町社会福祉協議会が取り組むこと

- 全ての自治区でのネットワーク活動を推進・支援し、緊急時には地域・行政と連携して迅速に対応します。
- 見守り協力機関の拡大を図り、さらに重層的な見守り体制づくりに努めます。
- 地域の課題解決のために、必要に応じて主体同士がつながることを支援します。

町（行政）が取り組むこと

- お互いさま命のネットワーク活動を支援し、地域の見守り支援体制を強化します。
- 転入者への加入案内などに努め、自治区への加入促進を図ります。

見守り活動（お互いさま命のネットワーク）

自治区での見守り活動や声かけ、支えあいを基盤として、見守り協力機関（協定を結んだ民間事業者など）が業務の中で気づいた情報を共有するなど、警察・消防や行政・社協も加わって重層的な見守り体制の構築を目指す取組です。

“お互いさま”と言いあえる住民同士の地道な取組が、日々の暮らしに安心感を生んでいます。



▲温かい声かけが、安心感に



（２）ふれあい交流活動の充実

具体的な施策・事業

- ① ふれあいサロンの推進
- ② ふれあい交流事業の充実
- ③ 世代間交流の充実

本人や家族に期待される役割

- 自治区で開催されるふれあいサロンなどの地域福祉活動に参加し、積極的に協力しましょう。
- 子ども会や老人クラブなど地域の交流の場に積極的に参加するとともに、周囲へも参加を促しましょう。

地域に期待される役割

- 地域の人が気軽に集まることができる居場所として、ふれあいサロンの利用を促進しましょう。
- 長期休暇を利用した子どもたちと高齢者のイベントなど、世代を超えた交流の機会を設け、楽しい時間の共有を通じて「つながり」を作りましょう。

事業者期待される役割

- ふれあいサロンなどの地域活動に、事業者の場所や人材、資機材などを提供しましょう。
- 施設に住民を招くイベントの企画や地域の一員として地域の行事に参加するなど、お互いに理解や交流を深めるための機会を作りましょう。



町社会福祉協議会が取り組むこと

- 住民同士の交流や居場所づくり、健康づくり・介護予防などを目的とした「ふれあいサロン」を推進・支援します。
- 子どもや子育て世代、高齢者、障がいのある人、外国籍の人など、様々な立場の人がさらに広い範囲で交流できる事業に取り組みます。

町（行政）が取り組むこと

- 社会福祉協議会と連携し、ふれあいサロン活動を支援します。
- 子どもから大人まで多世代による交流活動を支援します。

コロナ後

新型コロナウイルス感染症は、私たちの日常に大きな影響を及ぼし、地域活動も中止や縮小を余儀なくされました。それでも「コロナ禍だからできなかった」ことばかりではなく、新たな発見や取組があったことも事実です。「ニューノーマル」という言葉があるように、新たなものを受け入れ、変化を恐れない覚悟も必要とされています。今までを見つめ直すいい機会と捉えましょう。



▲大切な地域の居場所



(3) 地域の多様な支えあいの促進

具体的な施策・事業

- ① 地域コミュニティ活動の推進
- ② 生活支援体制の構築
- ③ 地域での健康づくり・介護予防活動の推進
- ④ 分野を超えた連携の推進

本人や家族に期待される役割

- 日頃から地域活動に関心を持ち、自分にできる範囲で積極的に地域に貢献しましょう。
- 規則正しい生活や適度な運動を行い、健康な毎日を送ることを心がけましょう。

地域に期待される役割

- 互いに理解し合い、地域の困りごとについて、まずは地域で解決できる方法を考え、協力しましょう。
- 有償ボランティアやコミュニティビジネスを活用した手法により、地域の抱える課題の解決に向けた新たな取組を作りましょう。
- 地域の公民館で、様々な事業を行い、介護予防や健康づくりにつながる機会を作りましょう。

事業者期待される役割

- 地域活動に対して、場所や人材、資機材の提供などでの協力とともに、従業員も積極的に参加しましょう。
- 事業者同士や事業者と地域など、分野を超えた連携をしましょう。



町社会福祉協議会が取り組むこと

- 住民主体の助けあいや地域と事業者の連携など、公的サービスでは困難な課題に対して、多様な主体が参加する助けあいを推進・支援します。
- 本人、地域、事業者をつなぐ生活支援コーディネーターとしての役割を担います。
- 買い物や草取り、ごみ出しなど、地域でちょっとした手助け（生活支援）を行うための仕組みづくりを支援し、その取組を普遍化することで、町全体へ広げることを目指します。
- 町内社会福祉法人連携協議会のネットワークを活かし、制度の狭間にある課題など、地域のニーズに即した地域貢献活動の活性化を図ります。

町（行政）が取り組むこと

- 校区の実情にあわせ、課題解決に向けた取組を行っている校区コミュニティの活動を支援します。
- 「話し合いの場」などを活用し、生活支援体制を構築するための仕組みづくりを進めます。
- 健康寿命を延ばすため、地域の身近な場所での健康づくり・介護予防活動を推進します。
- 農業と福祉、産業と福祉など、関係する分野の橋渡しに積極的に取り組みます。

法人町民

仕事や学校に行く、もしくは外出するなど、私たちが暮らしている地域から、多くの人が外に出ていく時間帯があります。そんな時も、事業所は常にそこにあるという存在意義は大きいと言えます。事業所も地域の一員として、地域に目を向け、積極的に参加するという考え方が「法人町民」です。福祉事業所だけに限らず、その職種ならではの地域貢献が期待されています。



▲私たち社会福祉法人も



成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
	令和4年度	令和11年度
地域の居場所 応援事業所数	14 事業所	30 事業所
ふれあいサロン実施回数 (1自治区あたりの平均)	7.9 回	10 回
自治区加入率	79.0%	★88.0%
【住民意識調査】 ご近所づきあいの程度に ついて「困ったときに助け あえる人がある」人の割合	19.8%	25.0%

★岡垣町第6次総合計画で設定した成果指標と令和12年度に向けた目標値



【2】地域福祉を支える ひとづくり

現状・課題

子どもや子育て世代、高齢者、障がいのある人、外国籍の人など、それぞれを対象とした地域の居場所づくりは増えてつつありますが、異なる世代や様々な立場を超えて多くの人を知り合ったり、交流を深めたりする機会は少ないのが現状です。現在、車いすユーザーや義足ユーザーなどたくさんの人との出会いを通して、子どもの頃から相手を思いやる優しい心を育むために「ふくしの授業」に取り組んでいます。子どもたちの学びが家庭や地域へも広がるように、学校や地域との連携を深め、工夫を凝らした新たなプログラムの充実が必要です。

また、全ての人が様々な機会を通して「福祉のこと」や「地域のこと」を知り、学ぶことのできる機会を設け、学んだことを地域で実践できるような支援が求められています。

【住民意識調査・ヒアリング等の結果から】

- 住民意識調査では、隣近所で困っている人がいる場合の対応について尋ねたところ、「積極的に手助けする」「頼まれたら可能な範囲で手助けする」と答えた人を合わせると、約6割となっています。
- また、町や社会福祉協議会の取組として重要なことについて尋ねたところ、「困っている人と助ける人をつなぐ人材を育成する」が約4割と最も多くなっています。
- ボランティア交流会では、参加者から「高齢化」や「後継者不足」が課題として挙げられた一方で、「会の活動をもっと知ってほしい」「ボランティア同士が交流・連携するための情報がほしい」といった前向きな意見が出されました。



主な取組

(1) 福祉のこころを育む意識の醸成と啓発

具体的な施策・事業

- ① 地域と学校の連携体制の推進
- ② 福祉教育の推進
- ③ 認知症への理解の促進
- ④ 障がいのある人への差別解消の推進

本人や家族に期待される役割

- 自分とは異なる他者の多様性を尊重することで、相手を思いやり、理解し、寄り添った行動を心がけましょう。
- 福祉に関する学習会や講座に積極的に参加しましょう。

地域に期待される役割

- 地域と学校が連携、協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えましょう。
- あらゆる人が参加しやすいよう地域行事を見直し、出会いを通して互いに理解できる関係づくりに努めましょう。
- ふれあいサロンなどを活用し、地域で福祉について学ぶ機会を作りましょう。

事業者[※]に期待される役割

- 学校での福祉教育や地域での学びの機会づくりに協力し、福祉意識の醸成を支援しましょう。
- 障がいのある人への合理的配慮に努めるとともに、各分野の専門性を活かし、福祉について学ぶ機会を作りましょう。



町社会福祉協議会が取り組むこと

- 学校や地域と連携し、子どもたちから大人まで「ふだんのくらしのしあわせ」を実感できる福祉教育を実施します。
- 福祉教育を通じて、たくさんの人との出会いやつながりを通して、「福祉は一部の特別な人のものではなく、誰もが身近にあるもの」という学びが、家庭や地域へと広がるよう支援します。
- 認知症サポーター養成講座をはじめ、学びの機会を通して、多様性を認め合い、誰もが自分らしく地域でともに生きるための正しい知識や理解を広めます。

町（行政）が取り組むこと

- 学校、家庭、地域の連携を推進する取組を実施します。
- 認知症や障がいのある人への正しい理解を得ることができるよう地域に向けた啓発活動を行います。
- 「岡垣町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」(以下、「岡垣町障がい者差別解消条例」という。)に基づき、差別解消の取組を推進します。

つなぐ・つながる

私たちには、自分にできないことは誰かに頼り、時には誰かの助けとなって“つながり”の中で生活しています。「リンクワーカー」という言葉があるように、社協はリンクさせる（つなぐ）役割を担っています。既存のものはつなぎ、ないものは新たな関係性や社会資源を作り出し、それらの情報を積極的に発言することで、豊かなつながりがあふれる地域を目指します。



▲地域と事業所のつながりで
空き地に畑づくり



（２）地域活動を支える担い手の育成

具体的な施策・事業

- ① 民生委員・児童委員の活動への支援
- ② 地域福祉活動を担う人材の育成

本人や家族に期待される役割

- 自治区での活動や民生委員・児童委員の活動に理解を深め、その活動に協力しましょう。
- 自分の住んでいる地域に関心を持ち、地域福祉を学ぶ機会や実際の活動に積極的に参加しましょう。

地域に期待される役割

- 自治区と民生委員・児童委員の連携を強化し、見守りや支えあいの活動を行いましょう。
- 自分たちが暮らしたい地域を考え、住民が助けあいに参加しやすい情報提供や雰囲気づくりに努めましょう。

事業者[※]に期待される役割

- 法人町民として、社会福祉法人の地域における公益的な活動を推進しましょう。
- 地域で活動する人材の育成のため、専門的な知識や技能を活かし、支援しましょう。



町社会福祉協議会が取り組むこと

- 民生委員児童委員協議会の事務局として、各委員との連携を深め、その取組を支援します。
- 地域福祉について「知識を増やしたい」「具体的に取り組を始めたい」などのニーズに応じた講座や研修会を実施し、人材の育成に取り組みます。
- 講座や研修会での学びにとどまらず、受講後も参加者の地域における実践的な取組を支援します。

町（行政）が取り組むこと

- 地域福祉の推進役である民生委員・児童委員の活動を支援します。
- 各種講座などを行い、地域福祉活動を担う人材やコーディネート人材などの育成を行います。

仕組みづくり

地域には、ごみ出しなどの困りごとを住民同士で助けあう生活支援やお互いに気かけあう見守り活動などがあります。取り組んでいる人からは「今は支える側でもいつか支えてもらう時が来るからお互いさま！」という声を聞きます。地域の課題に気づいた時に取組を始め「仕組み」として形に残し、受け継いでいくことが、きっと将来の自分自身の安心にもつながるはずです。



▲地域に合った仕組みを
みんなで考える



(3) ボランティア活動の推進

具体的な施策・事業

- ① ボランティアの育成、支援
- ② ボランティアセンターの充実
- ③ 福祉ボランティアポイント制度の推進

本人や家族に期待される役割

- ボランティア活動に興味を持ち、知識や経験を活かしてできることから、できる範囲で参加しましょう。
- ボランティアに関する講座や研修会などに積極的に参加しましょう。

地域に期待される役割

- 地域の中で、ボランティアに関する情報を伝え、あらゆる人が参加できる機会を増やしましょう。
- 地域で活動するボランティア団体間でも連携しましょう。

事業者^{事業者}に期待される役割

- 従業員がボランティア活動に参加しやすい環境を作りましょう。
- 各専門分野が持つ人材やノウハウなどを提供し、ボランティアの育成を支援しましょう。
- 福祉ボランティアポイント制度の受入機関に登録し、ボランティアを積極的に受け入れましょう。



町社会福祉協議会が取り組むこと

- 地域の課題やニーズに基づき、必要とされているボランティアを養成し、その取組を支援します。
- 町内のボランティアに関する情報を集約し、ボランティアに参加したい人と支援求めている人をつなぐ役割を担います。
- 福祉ボランティアポイント制度の登録者、受入機関ともに、さらにボランティアの輪が広がるよう、周知、啓発を図ります。

町（行政）が取り組むこと

- ボランティアセンターを中心に、ボランティアに関する情報を発信し、新たなボランティアの育成やボランティアに参加しやすい環境づくりを進めます。
- 福祉ボランティアポイント制度を推進します。

多様な主体

多様な主体とは、地域住民をはじめ自治区や校区コミュニティなどの地縁組織、NPO法人、ボランティア団体、福祉施設、学校などの地域活動団体のほかに、企業や行政など、地域の様々な担い手のことです。社会状況が変化し、価値観や求められることが多様化する中で、地域における様々な課題を解決するためには、これらの多様な主体がそれぞれの強みを活かしながら連携・協力して取り組むことが不可欠になっています。



成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
	令和4年度	令和11年度
ボランティアセンターの登録団体数	42 団体	45 団体
認知症サポーター養成人数	2,519 人	3,300 人
【住民意識調査】 隣近所で困っている人がいるときの対応で「積極的に手助けをする」「頼まれたら可能な範囲で手助けをする」人の割合	60.2%	★66.0%
【住民意識調査】 ボランティア活動について「現在、参加している」人の割合	8.8%	15.0%

★岡垣町第6次総合計画で設定した成果指標と令和12年度に向けた目標値



【3】地域でともに生きる 環境づくり

現状・課題

近年は、単に一つの要因だけではなく、介護、障がい、生活困窮など、様々な要因が絡みあい複雑化・複合化した課題として相談を受けることが多くあります。相談を受ける側が「縦割り」ではなく、情報を共有し、連携を深め、重層的・包括的に支えていくことのできる体制づくりが必要です。

また、複雑化・複合化する課題に対しては、従来の制度やサービスでは解決が困難な「制度の狭間」にある課題もあり、支え手・受け手という従来の関係性を超えて、多様な主体がつながりあう「地域共生社会」の考え方に基づいた新たな助けあいや居場所づくりが求められています。

情報発信については、世代を問わず、インターネットによる情報の取得やスマートフォンの普及が進んでいることから、ホームページの充実や SNS などを活用した新たな情報提供の拡充を検討する必要があります。

【住民意識調査・ヒアリング等の結果から】

- 住民意識調査では、必要な福祉サービス情報の入手方法について尋ねたところ、入手できている人は約4割となっており、その入手方法は、「広報おかがき・社協だより」や「でんたつくん」の割合が高くなっています。
- また、どのような福祉のあり方が大切だと思うかについて尋ねたところ、「共に支えあい、助け合える地域づくりの推進」が最も多く、続いて「身近なところでの相談窓口の充実」や「在宅や訪問サービスの充実」が多くなっています。



主な取組

(1) きめ細かな情報提供と相談支援体制の充実

具体的な施策・事業

- ① 相談支援体制の充実
- ② 広報広聴機能の強化

本人や家族に期待される役割

- 困りごとを抱え込まず「助けられ上手」になるとともに、逆の立場で相談相手にもなりましょう。
- 日頃から、町や社会福祉協議会、事業者などが発信している福祉に関する情報の収集に努めましょう。

地域に期待される役割

- 住民の困りごとや悩みごとに耳を傾け、地域でできること・できないことを整理して関係機関につなぎましょう。
- 児童や高齢者、障がいのある人への虐待などが疑われる場合は、行政など関係機関へ情報を提供しましょう。
- 地域情報伝達無線システム「でんたつくん」や回覧板を利用して、地域の住民に情報が伝わるように工夫しましょう。

事業者期待される役割

- 福祉事業所は、住民からの相談に応じ、複数の課題を抱える人については関係機関と連携して支援しましょう。
- 福祉サービスの情報を広く地域に発信しましょう。
- 日常の業務の中で、何か異変に気付いた場合や対応が困難な場合は、行政や社会福祉協議会へつなぎましょう。



町社会福祉協議会が取り組むこと

- 子どもや高齢者、障がいのある人や外国籍の人、生活に困窮した人などその属性を問わず、総合福祉相談窓口として受け止める体制を整えます。
- 総合福祉相談窓口として、解決可能な相談については迅速に対応するとともに、社協だけでは困難な相談については、他の職種や機関へつなぎ、連携して解決を図ります。
- 相談を待つだけでなく、地域に出向く機会を活用して積極的に相談を受け入れる場を設けます。
- 全国の先進事例や町内での優れた取組を把握し、社協だよりやホームページを活用して情報発信に努めます。
- 様々な世代に対応できるよう、SNSなどを活用した新たな情報発信について検討します。

町（行政）が取り組むこと

- 広報おかがきや町公式ホームページ、地域情報伝達無線システム「でんたつくん」やSNSなど、様々な媒体を活用した情報発信に努めます。
- インフォーマルサービスを含めた地域資源や社会資源を活用するとともに、必要な情報の収集に努めます。
- 複雑化・複合化した住民の課題に対して、関係機関等と連携しながら、相談者に寄り添った重層的・包括的な支援体制の充実を図ります。



（２）福祉サービスの充実と基盤の整備

具体的な施策・事業

- ① いこいの里の運営
- ② 地域福祉を支える財源などの確保
- ③ 福祉サービスの提供

本人や家族に期待される役割

- 共同募金運動などに積極的に協力しましょう。
- 適切なサービスを利用することができるよう、福祉に関する情報を集め、必要なサービスを選択しましょう。
- 病気や介護が必要な状態になった場合に備え、どのような選択を望むかを元気なうちに家族など大切な人に知らせましょう。

地域に期待される役割

- 公的な制度やサービスでは対応できない“制度の狭間”にある課題について、地域の支えあいや助けあいでできることに取り組みましょう。

事業者^{（注）}に期待される役割

- 共同募金運動などに積極的に協力しましょう。
- 地域の一員として、本来の業務に加え、可能な限り地域貢献活動に取り組みましょう。
- 従業員の研修やサービス評価の実施などにより、サービスの質の向上を図りましょう。



町社会福祉協議会が取り組むこと

- 共同募金運動を推進し、貴重な財源をより効果的に活用するため、募金配分事業が地域支援や課題の解決につながるよう努めます。
- 従来の分野では対応できない地域の問題や制度の狭間にある複雑な課題に対し、地域での有償サービスなどを含めた福祉サービスの開発に努めます。
- 指定管理者として、いこいの里の積極的な周知・啓発に努め、利用者の増員を図ります。

町（行政）が取り組むこと

- 本町の保健福祉の拠点施設であるいこいの里が幅広く利用できるように、効果的・効率的な運営を行います。
- 国などの補助事業などを活用し、地域福祉を推進するための財源確保に努めます。
- 福祉総合計画（各論）に基づき、福祉サービスの充実に努めます。
- 児童に関しては、エンゼルプラン、子ども・子育て支援事業計画として定め、本計画と整合性を図って施策を推進します。

制度の狭間

制度の狭間とは、現実には表面化している課題に対して、使うことのできる制度がない、もしくはあっても不十分な状態をいいます。そのままにしておけば、その狭間は広がっていくばかりです。それを埋めるためには、地域での助けあいや社会福祉法人の地域貢献活動をはじめ、官民が連携し、それぞれの強みを生かした新たな取組を生み出すことも必要とされています。



(3) 人にやさしい生活環境づくり

具体的な施策・事業

- ① 地域福祉の活動拠点づくり
- ② 移動手段の確保
- ③ ユニバーサルデザインの推進と啓発

本人や家族に期待される役割

- 日頃から、自分に合った福祉サービスを選択できるように、情報の収集に努めましょう。
- 杖や車いすを利用する人などが移動の妨げになる駐車や駐輪をしないよう心がけましょう。

地域に期待される役割

- 自治公民館や空き家、事業者などを活用した交流拠点づくりに取り組み、活発な地域活動を行いましょう。
- 移動が困難な人に対して、「ついでに買い物」など、地域での助けあいに取り組みましょう。

事業者期待される役割

- 移動手段の確保など地域課題の解決に向け、場所や車両の提供などの地域貢献活動に取り組みましょう。
- 誰もが働きやすい職場環境や利用者が安全で使いやすい施設環境など、ユニバーサルデザインの視点を持って環境を整えるよう努めましょう。



町社会福祉協議会が取り組むこと

- 地域の公民館や空き家などを活用し、「高齢者」「子ども」など対象を限定した取組だけでなく、世代や立場を超えて互いに多様性を認め合い、交流を深めるような取組や居場所づくりを進めます。
- 地域での助けあいによる有償サービスや地域と事業者の連携による新たな移動支援など、地域の中の多様な主体をつなぎ、地域課題に取り組むことを支援します。

町（行政）が取り組むこと

- 公共交通機関の利用促進を図り、その他の移動手段の確保について検討を行います。
- 子どもから大人まで誰もが安心して暮らすことができるように、ユニバーサルデザインのまちづくりを目指します。





成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
	令和4年度	令和11年度
地域での有償サービス等に取り 組むグループ数	—	10 グループ
地域と事業所の連携に よる課題解決の取組	—	5 件
【住民意識調査】 必要な福祉サービスの情報を「十 分入手できている」「ある程度入 手できている」人の割合	42.5%	50.0%
【施設アンケート調査】 社会(地域)貢献活動を行ってい る事業所の割合	66.7%	70.0%



【4】誰もが安心して暮らせる 体制づくり

現状・課題

高齢者や障がいのある人の中には、生活を送る上で十分な自己決定や意思表示が困難な場合があり、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためにも、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを中心とした権利擁護事業の必要性が高まっています。

また、子どもや高齢者、障がいのある人への虐待やDVなどが大きな社会問題となっており、事態が深刻化する前にできる限り早く発見して対応することができるよう、関係機関と地域との連携を強化する必要があります。

【住民意識調査・ヒアリング等の結果から】

- 住民意識調査では、防災に対する日頃の取組や緊急時の対応について尋ねたところ、「岡垣町避難行動要支援者登録制度を知っている」または「手助けが必要な近隣住民を把握している」と答えた割合が低いため、更なる周知が必要です。
- また、生活に課題を抱える人に対して必要な支援について尋ねたところ、「いろいろな相談ができる」「仕事に就くことができる」が並んで多く、続いて「生活に困っている世帯の子どもたちの学習機会の確保や進学支援」が多くなっています。
- 施設アンケートでは、災害時に協力できることについて尋ねたところ、「被災者の受け入れ」が約5割と最も多く、続いて「必要な物資の提供」「被災者の移送」の順となっています。



主な取組

(1) 災害時・緊急時の助けあいの仕組みづくり

具体的な施策・事業

- ① 避難行動要支援者支援体制の確立
- ② 自主防災組織の育成
- ③ 災害ボランティアセンターの設置
- ④ 福祉避難所の整備

本人や家族に期待される役割

- 災害時の避難などに不安を感じたら、避難行動要支援者制度に登録し、元気なうちは支援員として協力しましょう。
- 災害に備え、食料などの備蓄や避難場所の確認などに努め、地域の防災訓練などに積極的に参加しましょう。

地域に期待される役割

- 災害時に支援が必要な人を把握し、避難行動要支援者制度の支援員の調整を行いましょう。
- 自主防災組織を作り、防災訓練などを行いましょう。
- 避難所などでは、高齢者や障がいのある人など、誰もが安心して過ごせるように、それぞれの特性に配慮しましょう。

事業者[※]に期待される役割

- 災害に備え、食料などの備蓄確保や避難訓練などを行いましょう。
- 地域の防災訓練に参加するなど、地域での助けあい活動に協力しましょう。
- 福祉施設は、その機能を活かして福祉避難所の開設や人材の派遣、資機材の提供に協力しましょう。



町社会福祉協議会が取り組むこと

- 町と連携して災害ボランティアセンターの設置や運営訓練を実施するとともに、他市町村社会福祉協議会との広域的な連携を図ります。
- 福祉的な配慮が必要な場合は、福祉避難所を設置し、適切に運営します。

町（行政）が取り組むこと

- 避難行動要支援者制度の周知を行い、避難支援が必要な人の登録と支援体制の整備を進めます。
- 住民の防災意識を高め、地域の自主的な防災組織の設立や防災訓練の実施を支援します。
- 福祉事業者などの協力のもと、災害時に配慮が必要な人のための福祉避難所の充実を図ります。

重層的・包括的

重層的には「幾重にも層をなして」、包括的には「全てをおおっている」という意味があります。言葉が表している通り、複雑化・複合化する悩みや困りごとに対して、その分野を問わずに多機関が協働・連携し、包み込むように切れ目のない支援が求められています。そのためには、分野や制度を中心とした「タテ割り」の体制から、相談を受ける側同士がしっかりと手をつなぎ、課題に寄り添う「ヨコのつながり」が不可欠とされています。

例えば…

8050問題…80代の親が50代の子どもの生活を支える

ダブルケア…育児と介護が同時に発生する状態 など



（２）自立を支えるための支援

具体的な施策・事業

- ① 生活に困窮した人への自立支援
- ② 更生保護活動の支援

本人や家族に期待される役割

- 生活に困った場合など、困りごとを一人で抱え込まないよう、日頃から何かあった時に相談できる人や窓口を調べておきましょう。
- 更生保護募金に協力しましょう。

地域に期待される役割

- 日頃の見守り活動などを通じて、生活に困窮している人や世帯を発見した場合は、相談を促したり、状況に応じて関係機関につないだりしましょう。
- 母子寡婦福祉会が行う学習支援事業を継続して実施しましょう。

事業者期待される役割

- 日頃から関係機関や地域などと連携し、生活困窮者支援のネットワークへの参加に努めましょう。



町社会福祉協議会が取り組むこと

- ふくおかライフレスキュー事業に参加し、生活困窮者の自立を支援するネットワークを作ります。
- 福岡県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業を通じて、生活困窮者の社会的、経済的自立を支援できるよう努めます。
- 対象者の世帯状況等に応じて、子ども食堂などと連携した支援を行います。

町（行政）が取り組むこと

- 自立相談支援事業所などと連携して、生活困窮者の早期発見や適切な支援につなぐことができるように、関係機関のネットワークづくりに努めます。
- ひとり親世帯や生活困窮世帯が自立に向けて活動できるよう支援します。
- ひとり親世帯や生活困窮世帯を支える団体の活動を支援します。
- 再犯防止に向けて、保護司の活動を支援するとともに、社会を明るくする運動を推進します。
- 福祉総合計画の策定にあわせて、再犯防止推進計画を策定し、再犯防止に関する取組を推進します。



（３）権利擁護を必要とする人への支援

具体的な施策・事業

- ① 成年後見制度の普及と利用促進
- ② 金銭管理に不安を抱える人への支援
- ③ 死後事務の支援
- ④ 虐待やDV被害の防止対策

本人や家族に期待される役割

- 金銭管理や死後のことに不安を感じたら、社会福祉協議会などの関係機関に相談しましょう。
- 虐待やDVの被害を受けているのではないかと気づいたら、すぐに相談や通告しましょう。

地域に期待される役割

- 地域で高齢者や障がいのある人、子どもなどを見守り、虐待が疑われるなど異変に気づいたら、民生委員・児童委員や関係機関などに相談しましょう。

事業者[※]に期待される役割

- 金銭管理などに不安を感じる利用者がいたら、成年後見制度などの活用につなぎましょう。
- 施設や訪問先における虐待防止に向けた取組の徹底を図りましょう。



町社会福祉協議会が取り組むこと

- 日常生活を送る上で、十分な自己決定や意思表示が困難な人も地域で安心して生活ができるよう、福岡県社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業を通して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行います。
- 複合的な課題を抱えて後見人の選定が困難な人や身寄りのない高齢者などの権利擁護のために、法人後見事業に取り組みます。
- ずっと安心プラン事業（葬儀・納骨・残存家財処分などの死後事務委任）の充実に努めます。

町（行政）が取り組むこと

- 福祉総合計画の策定にあわせて、成年後見制度の利用促進計画を策定し、制度利用の普及・啓発を図ります。
- 庁内の連携体制を強化し、関係機関と連携した権利擁護に努めます。
- 地域や関係機関と連携し、虐待等の防止や早期発見、早期解決に取り組めます。

社会福祉協議会

「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として社会福祉法に規定されている民間組織（社会福祉法人）であり、略して“社協”^{しゃきょう}と呼ばれています。社協が行う事業は、地域住民をはじめ民生委員・児童委員や関係機関・団体などの参加・協力を得て取り組むことが特徴であり、民間組織としての「自主性」と広く住民などに支えられた「公共性」の2つの側面を併せ持っています。



▲事務所はいこいの里内



成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
	令和4年度	令和11年度
自立相談支援事業所の相談件数	65 件	80 件
避難行動要支援者制度登録者のうち、支援員がいる人の割合	52.6%	★60.0%
福祉避難所数	12 箇所	12 箇所
【住民意識調査】 防災に対する取組について、「最寄りの避難場所と安全な避難経路を把握している」人の割合	69.2%	75.0%

★岡垣町第6次総合計画で設定した成果指標と令和12年度に向けた目標値
目標値50%を達成したため、60%としている。